



世界遺産登録20周年を、意義ある1年に！！

新たな年を迎えました。平成27年は、白川郷五箇山合掌造り集落世界遺産登録20周年の記念すべき節目の年となります。20年と一口に言っても、これはすごいことです。当時生まれた子は成人に、今の小中学生にとって登録は生まれる前の話で、もはや歴史の一コマとなっているわけです。

昨年11月21日に白川郷学園(小中学校)で、地域の方々を対象とした参観日がありました。その中で生徒会が主催する第1回こども未来会議が開催されました。議題は『私たちが大切にしたい結の精神とは』で、小中学生・保護者・地域の方々と一緒に意見交流を行いました。「時代にあった新しい結を創りあげていきたい。」「学校のことだけでなく地域に貢献できる人になりたい。」「世界遺産を誇りに思い、永く守っていきたい。」子どもたちの熱い思いが伝わってくる会議でした。大人である私たちも、結のもつ意義をしっかりと考え、子どもたちの純真で柔軟な発想に学び、共に村の未来に向かって今を頑張れる住民でいたいと感じた一時でした。

さあ、世界遺産登録20周年の幕開けです。世界遺産登録への感謝、伝建制度への感謝、合掌や自然環境を守りつないできた先人先輩方への感謝、今を生きる住民の絆(結)に感謝、共に歩む行政に感謝、次代を担う若者の躍動に感謝、お出でくださるお客様に感謝、白川を愛しご支援くださる有識者・メディアの皆様をはじめとする諸々の方々に感謝し、世界の宝である美しい景観と文化を後世につないでいくために、今私たちは何をしなければいけないのかを再考し、実行につなげる1年にしていきたいと考えています。本年もご支援ご指導の程よろしくお願い申し上げます。

【文責:和田】



【平成7年12月、世界遺産登録決定を祝う】

＝ 12月の活動報告 ＝

- 12月 1日 三村交流会発表者打合せ(計3回開催)
- 12月 5日 荻町交通対策委員会
- 12月 10日 12月定例会・役員会
- 12月 11日 ねそ12月号配付
- 12月 14日 世界遺産白川郷五箇山三村交流会(相倉)
- 12月 16日 荻町区会計監査(事務局長)
- 12月 21日 荻町区大寄合
- 12月 27日 旧寺口家屋根雪おろし作業

※2月の定例会は、2月10日(火)を予定しています。

＝ 区民の皆様へ ＝

建物や土地などの現状を変更する場合は許可が必要です。必ず現状変更申請をして下さい。申請書は守る会定例会の2週間前までに、各組委員に内容を説明の上、委員又は財団に提出して下さい。このことは、遺産の保全と未来への継承のためとても重要なことです。皆様のご理解ご協力をお願いします。

守る会活動スローガン ～守る・くらす・つなぐ～

- ①守る：住民憲章を基盤とした、世界遺産である合掌家屋と農山村の景観保全
- ②くらす：結の精神が根ざした共同体と、景観に調和した豊かな住民生活の向上
- ③つなぐ：故郷から学び、国内外の交流から学び、未来への継承者を育成

☆1月の協議事項(現状変更申請に関わって)☆

1月の定例会は22日(木)開催となりますので、2月号にて報告をさせていただきます。

※三村交流会、多くの方々のご参加ありがとうございました。詳細につきましては、次号に掲載いたします。

『売らない・貸さない・こわさない』確認事項

平成26年12月21日(日)
荻町多目的集会施設・荻町区大寄合にて
白川郷荻町集落の自然環境を守る会

1. 保存の三原則・・・住民憲章には、以下の様に記されています。

2. 保存の原則

美しい荻町の自然環境を守るために、地域内の資源（合掌家屋・屋敷・農耕地・山林・立木等）については、「売らない」「貸さない」「こわさない」の三原則を守ろう。

2. **今なぜ三原則について考えるのか**・・・私たちは、妻籠宿より教授した上記の原則を昭和46年という早い段階から取り入れ保存活動を進めてきました。それが昭和51年の重伝建の選定や平成7年の世界遺産登録につながり、現在も守り継がれる大事な約束になっています。しかし、近い将来「人口減少」「後継者不足」「空き家の増加」が大きな課題となることが予測される中、三原則の意義や精神は継承しつつも、具体的な事案については柔軟に対処していく必要が出てきました。そこで、三原則について今一度住民相互の共通理解を図る必要を感じ、以下の様に確認事項をまとめました。

3. 三原則についての確認事項・・・今後のあり方を以下の様に示します。

- ①保存の三原則の文言及び精神は、今後も継承していく。
- ②例外措置については以下の通りとし、必ず守る会に相談する。

売らない	・今まで通り厳守する。ただし、歴史的風致を保存するためにやむなく売らざるを得ない状況が生じた場合は、必ず組織（当面は守る会）に相談し、協議の上で解決を図る。	
	貸さない	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者に貸付希望がある場合の優先順位は、①荻町区内の希望者、②村内の希望者、③村外の希望者の順とする。 ・居住条件として、「<u>伝建物が文化財であることや荻町全体が保存地区であることを理解し善良に責任を持って維持管理ができる人、火に弱い建物であり常駐して管理ができる人、地域の諸行事や出事に率先して参画し同じ住民として地域に貢献できる人</u>」とする。 ・住居としての活用が望ましい。
こわさない		合掌家屋等の伝建物
	・完全厳守する。	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した建物をこわす場合は、跡地を緑化することを条件に認める。 ・撤去新築する場合は、ガイドラインを遵守し、既存の建物より大きくなならない景観に配慮した建物を原則とする。

③相談が必要となった場合、当面は守る会が窓口となる。具体的な事案が出てきた時点で、必要に応じて特別委員会を組織する。委員は、区長・副区長・守る会の三役が、当事者、その組の伍長、近隣者、紹介者、その他必要と思われる人より人選する。なお該当する建物が伝建物の場合は、オブザーバーとして教育委員会に参加いただく。

④上記の考え方で対処できない事案が出てきた場合は、守る会や特別委員会で更なる審議を行い、世界遺産荻町集落の将来にとって最良の指針・解決方法を目指す努力をする。

以上